

「エミレーツ航空」ご搭乗に際して診断書の提出が必要となる場合のご案内

エミレーツ航空のご搭乗には、特定の疾病により治療中のお客様は事前の申告およびご搭乗に際して医師による診断書の提出が必要となります。この診断書に不備がございますと、出発当日になってご搭乗いただけない場合がございますので、該当されるお客様はご注意の上、ご準備いただけます様、よろしくお願い申し上げます。

■ぜんそく、心臓病、てんかんをはじめとする慢性疾患の既往症や持病がある場合

上記内容に該当されるお客様は、事前に航空会社へ必要事項を申告する必要があり、確認のためにお時間を要しますので、出発1か月前までに予め弊社までお伺い書を提出頂けます様お願い申し上げます。尚、症状によっては航空会社へ英文の診断書の提出が必要となります。その場合弊社からご連絡致しますので、お客様自身で医師に英文の診断書のご依頼をお願いいたします。取得後は、弊社までコピーを提出してください。

診断書原本につきましては出発当日に空港へご持参頂きますようお願い申し上げます。

(弊社でお預かりさせて頂くことは致しません。)

■糖尿病で注射針を機内に持ち込むお客様

英文診断書に記載する内容と医師のサインが糖尿病手帳に英文で記載されている場合は、英文診断書は不要です。尚、注射器を機内に持ち込む場合は危険物となりますので、英文診断書、糖尿病手帳に、持ち込みが必要である旨の記載と1日の利用本数の記載が必要です。

(例：朝食前 ○本、夕食前 ○本)

また、糖尿病で血糖測定値(インシュリン注射以外の医療機器)などを機内に持ち込み、利用される場合は、英文診断書が必要となる場合がありますので弊社までご連絡を頂けます様お願い申し上げます。

上記内容は航空会社の規定の為、弊社に予告なく変更される場合もございます。

以上

株式会社 阪急交通社